

○財務省告示第二百七十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成三十年九月二十七日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年十月十一日  
財務大臣臨時代理

国務大臣 石田 真敏

一	名称及び記 号	利付国庫債券（四十年）（第十一 回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項並びに特 別会計に関する法律（平成十九 年法律第二十三号）第四十七条 第一項及び第六十二条第一項
三	振替法の適 用等	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	入札による発行 利回りを競争に付して行われる
五	募入決定の 方法	各申込みのうち応募利回りの低 いものからその応募額を順次割 り当てる。
六	発行額	額面金額で三千九百九十二億円 うち、財政法第四条第一項の規 定に基づき発行した利付国債に ついては、額面金額で千二十億 七千四百五十五万円、特別会計 に関する法律第四十七条第一項 の規定に基づき発行した利付国



二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後第二期利子以

平成三十年九月二十七日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成七十年三月二十日 利子を支払う。 六月間に属する 六月間、各支払期におい